

柔道整復師、鍼灸師・マッサージ師にかかる際には、ご注意ください

接骨院・整骨院（柔道整復師）や、はり・灸・マッサージ院等で腰痛の施術を受ける人も多いようですが、「健康保険取り扱い」の看板が出ていても、条件を満たさない施術は、健康保険の適用外となります。疲労回復や慰安を目的とした施術は、全額自己負担となりますので、ご注意ください。

接骨院・整骨院（柔道整復師）の場合

健康保険の対象となるのは、急性または亜急性（それに準ずる）の外傷性の負傷と決められています。内科的な要因によるものは対象になりません。

健康保険が使えるのは？

■骨折、脱臼

（応急手当を除き医師の同意が必要です）

■打撲、捻挫、出血していない肉離れ

※重いものを持ち上げた際に腰を痛めた、階段から滑り落ちて腰などを強打したなど、外傷性のもので負傷の原因が明確な骨・筋肉・関節のけがや痛みが対象になります。



健康保険の対象とならないもの

- 単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労
- 脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術
- 病院、診療所などで同じ負傷等を治療中の場合
- 労災保険が適用となる仕事や通勤途上の負傷

全額自己負担

こんな点に注意!!

*負傷原因を正確に伝えましょう

柔道整復師に負傷した原因をはっきりと正確に伝えて、健康保険の対象になるかどうか、事前に確認することが大切です。交通事故など第三者行為によるけがの場合は、速やかに医療保険者（健保組合や協会けんぽなど）に連絡することが必要です。

*「療養費支給申請書」への署名は内容をよく確認してから

療養費支給申請書は、患者が柔道整復師に医療保険者への請求を委任するための書類です。療養費支給申請書の記載内容（負傷部位・負傷原因・施術日数など）をしっかりと確認してから署名しましょう。確認せずに署名すると、トラブルの原因になるおそれがあります。

*施術が長期にわたる場合は医師の診察を受けましょう

施術を長期間受けても快方に向かわないときは、内科的要因も考えられます。医師の診察を受けましょう。

はり・灸・マッサージの場合は必ず医師の同意書または診断書が必要です。

継続的に施術を受けるには、3ヵ月ごとに医師の同意書・診断書が必要です。

はり・灸の場合

健康保険の対象になる疾病が決まっています。

医療機関で治療を行った結果、治療の効果が現れないなど、

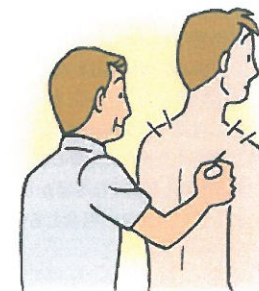
医師による適当な治療手段がなく、

はり・灸の施術が必要と医師が同意していることが条件になります。

健康保険の対象となるもの

- 神経痛
- 五十肩
- 腰痛症
- 頸椎捻挫後遺症
- リウマチ
- 頸腕症候群

※上記6疾患に似た慢性的な疼痛についても、認められる場合があります。



医療機関での治療との重複はできません

同一の負傷について同じ時期に、医療機関（整形外科）の治療とはり・灸の施術の両方を受けた場合、原則としてははり・灸の施術は健康保険の適用外となります。

マッサージの場合

脳卒中の後遺症などによる「筋肉のマヒ」、骨折後の「関節拘縮」などが対象となり、医療上マッサージが必要と医師が認めた場合に限り、健康保険で受けられます。

定期的な医療機関への通院が必要となる場合があります。



施術を受けた場合、治療費は後日に払い戻し

はり・灸、マッサージを受けた場合は、施術時にいったん全額を支払い、「療養費支給申請書」、「医師の同意書」等の必要書類を医療保険者に提出して、後日払い戻しを受けます。